

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課
不利益処分名	勧告に係る措置命令
根 拠 法 令	計量法
根 拠 条 項	第15条第3項
連 絡 先	(電話 621 - 5225 )
処 分 基 準	<p>(勧告等)</p> <p>第15条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守していないため第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)